

お問い合わせ先

佐賀県後期高齢者医療広域連合

〒840-0201 佐賀市大和町大字尼寺1870番地
佐賀市大和支所3階

ホームページ <https://www.saga-kouiki.jp/>
電話 0952-64-8476
ファックス 0952-62-0150



令和7年度改訂版 後期高齢者 医療制度の しおり

佐賀県20市町の連絡先一覧

市町名	担当課名	電話番号
佐賀市	保険年金課	0952-40-7274
唐津市	保険年金課	0955-72-9123
鳥栖市	保険年金課	0942-85-3582
多久市	市民課	0952-75-2159
伊万里市	市民課	0955-23-2153
武雄市	健康課	0954-23-9135
鹿島市	保険健康課	0954-63-2120
小城市	国保年金課	0952-37-6101
嬉野市	健康づくり課	0954-66-9120
神埼市	市民課	0952-37-0115
吉野ヶ里町	こども・保健課	0952-37-0345
基山町	福祉課	0942-92-7934
上峰町	健康福祉課	0952-52-7413
みやき町	保健課	0942-94-5721
玄海町	こども・ほけん課	0955-52-2159
有田町	健康福祉課	0955-43-2182
大町町	町民課	0952-82-3114
江北町	健康福祉課	0952-86-5614
白石町	住民課	0952-84-7115
太良町	健康増進課	0954-67-0753



令和7年3月末現在



この印刷物は環境に配慮し、
植物油インキを使用しています

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合

「後期高齢者医療制度」の

ポイント!

- 国民健康保険、健保組合、共済組合など、これまでの医療保険に関係なく、75歳以上の人全員が対象となります。(一定の障がいがある人は65歳から対象となります。)
- 保険料は、所得などに応じて、被保険者個人単位で納めます。
- 制度の運営は、都道府県ごとに設置される「後期高齢者医療広域連合(広域連合)」が行います。
- 社会保険などから後期高齢者医療制度に加入した人に扶養されていた人は、新しく国保などの医療保険制度への加入手続きが必要となります。すでに国保に加入している人は必要ありません。

! 詐欺にご注意ください!

- 市町や広域連合の職員が、
- ATMの操作をお願いする
 - 金融機関口座の暗証番号等を聞く
 - 宅配便等で現金を送ってもらう
- ことなどは絶対にありません!
- 不審に思ったときは、市町の担当窓口または広域連合(裏表紙参照)へお問い合わせください。



この冊子の内容は令和7年1月現在で作成しています。今後内容が変更になる場合があります。

市町と広域連合の役割	2
対象となる人(被保険者)	3
保険料	4
保険料・一部負担金の減免	9
マイナンバーカードで 医療機関を受診できます	10
医療機関にかかるとき	12
マイナ保険証について	13
資格情報のお知らせ	14
資格確認書	15
窓口負担割合の判定	16
窓口負担割合と限度区分の判定	18
入院したときの食事代・居住費	20
医療費が高額になったとき	22
窓口負担が2割の人への配慮措置	24
高額介護合算療養費制度	25
あとから費用が支給される場合	26
柔道整復やあんま・マッサージ、 はり・きゅうの施術を受けるとき	27
交通事故や傷害事件などにあったとき	28
被保険者が亡くなったとき	28
医療のかかり方を考えましょう	29
「おくすり手帳」を活用しましょう	30
お薬のことを相談してみませんか	30
年1回「健康診査」を受けましょう(無料)	31
佐賀県の後期高齢者医療の運営状況	32
こんなときは必ず届け出を	33

市町と広域連合の役割

■後期高齢者医療制度の運営

都道府県ごとに設置される「後期高齢者医療広域連合」が運営主体（保険者）となり、「市町」と事務を分担して運営しています。



市町の役割	広域連合の役割
申請などの窓口業務 ●資格情報のお知らせや資格確認書の引渡 ●申請や届出の受付 ●保険料の徴収 など	制度の運営 ●被保険者の認定 ●保険料の決定 ●医療を受けたときの給付 など

Q 届け出はどこにすればいいのですか？

A お住まいの市町の窓口に届け出をしてください。

申請の受付などの窓口業務は市町が行います。くわしくは市町の担当窓口（裏表紙参照）にお問い合わせください。

対象となる人（被保険者）

対象となる人	いつから
75歳以上の人	75歳の誕生日から
65歳以上75歳未満の人で一定の障がい*があり、申請により広域連合の認定を受けた人	広域連合の認定を受けた日から

*一定の障がいとは、主に次に該当する障がいのことをいいます。

障がいの程度	
身体障害者手帳	●1級、2級、3級
	●4級の次のいずれか ①音声機能、言語機能の著しい障がい ②両下肢のすべての指を欠くもの ③1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④1下肢の機能の著しい障がい
精神障害者保健福祉手帳	●1級、2級
療育手帳	●A（重度）
国民年金法等の障害年金	●1級、2級

対象者は、それまで加入していた国保、健保組合、共済組合などから後期高齢者医療制度に移ることになります。



保険料

保険料は、医療にかかる費用や健診などの大切な財源です。

■ 保険料の計算方法

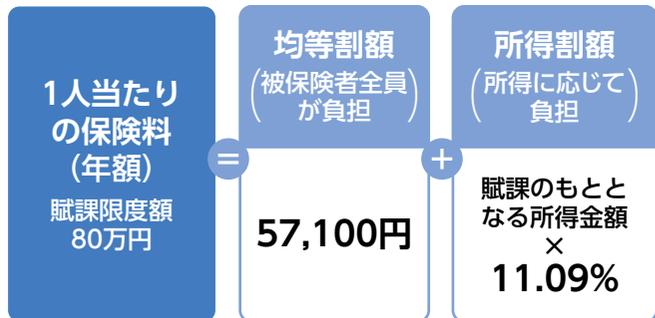
保険料は個人ごとに計算します。

年度の途中で資格の取得や喪失をした場合は、月割で計算した保険料となります。

均等割額と所得割額を決定するための「保険料率」は2年ごとに見直します。

保険料率はお住まいの市町を問わず、佐賀県内で均一です。

【令和6・7年度】



・「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額（公的年金や給与、事業所得など）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得金額（株式、土地・建物の譲渡所得など）の合計額から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額です（雑損失の繰越控除は適用されません）。

（注）基礎控除額（43万円）は、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は、段階的に縮小されます。

■ 所得の低い人の軽減措置

世帯の所得状況に応じて下表のとおり均等割額が軽減されます。

世帯は、賦課期日時点（当該年度の4月1日）の状況で判定します。

ただし、年度の途中で資格を取得された場合は、資格取得日時点で判定します。

対象者の所得要件 (同一世帯の世帯主および被保険者全員の 軽減判定所得 ^{*1} の合計額)	均等割の 軽減割合
43万円 + 10万円 × $\frac{\text{年金} \cdot \text{給与所得者数} - 1}{**2}$ 以下	7割
43万円 + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × $\frac{\text{年金} \cdot \text{給与所得者数} - 1}{**2}$ 以下	5割
43万円 + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × $\frac{\text{年金} \cdot \text{給与所得者数} - 1}{**2}$ 以下	2割

※1 「軽減判定所得」の算出において…

- ・65歳以上の人の公的年金等所得額は、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除）を差し引いて判定します。
- ・事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※2 「年金・給与所得者」とは、以下のいずれかに該当する人です。

- ・65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える人
- ・65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える人
- ・給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える人

■被扶養者であった人の軽減措置

被保険者の資格を得た日の前日に健保組合、船員保険、共済組合などの被扶養者であった人は、保険料の軽減措置が適用されます。



【所得割】

所得割は賦課されません。

【均等割】

資格取得後2年間（24か月間）に限り、均等割額が5割軽減されます。

所得の低い人の軽減措置（P5参照）に該当する場合、軽減割合の大きい方が適用されます。



Q 資格取得後2年間（24か月間）を経過すると保険料はどう変わりますか？

A 資格取得後2年間（24か月間）を経過した人のうち、所得の低い人の軽減措置（P5参照）については、**該当しない人**と**2割軽減に該当する人**は保険料の負担が増加します。また、賦課年度の途中で24か月を迎える人は、月割により軽減が適用されます。

被扶養者であった人の適用軽減	
資格取得後2年を経過しない人	資格取得後2年を経過した人
5割軽減 (元被扶養者の軽減) 年間保険料 28,500円	軽減なし P5参照 年間保険料 57,100円
	2割軽減 (低所得者の軽減) P5参照 年間保険料 45,600円
	5割軽減 (低所得者の軽減) P5参照 年間保険料 28,500円
7割軽減 (低所得者の軽減) P5参照 年間保険料 17,100円	

保険料の納め方

対象となる年金（障害・遺族年金を含む）受給額
※介護保険料が天引きされている年金が対象

年額18万円以上

年額18万円未満

介護保険料と合わせた保険料額

年金額の1/2を
超えない

年金額の1/2を
超える

年金からの天引きによる納付（特別徴収）

❗ ご注意ください

特別徴収の対象となる人でも、後期高齢者医療制度に加入した当初は普通徴収となります。

納付書や口座振替による納付（普通徴収）

年度の途中に以下に該当する人も一定期間、普通徴収となります。

- ・他市区町村からの転入
- ・資格の取得
- ・保険料の増減など

特別徴収について

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	翌2月 (6期)
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料が天引きされます。 ※原則、前年度2月に天引きされた額と同額です。			前年の所得が確定した後、年間保険料額から仮徴収分を引いた額が3回に分けて天引きされます。		

普通徴収について

口座振替の人以外は、「納付書」で納期限内に指定された金融機関などで納めてください。

口座振替を希望する人は、市町の担当窓口（裏表紙参照）にお問い合わせください。

保険料は納期限内に納めましょう

納期限を過ぎても納付がない場合、法律に基づき**督促状**が送付されます。また、納期限内に納付した人との公平性を図るため、**延滞金**が加算される場合があります。

さらに滞納が続くと、**滞納処分**（財産の差し押さえ）の対象となりますので、保険料は納期限内にきちんと納めましょう。

なお、納付が困難なときは、市町の担当窓口（裏表紙参照）にご相談ください。

保険料・一部負担金の減免

特別な事情で保険料・一部負担金（窓口負担額）のお支払いが困難な場合は、申請により減免等となる場合があります。

くわしくは、市町の担当窓口（裏表紙参照）にご相談ください。

種類	内容
災害	震災、風水害、火災などの災害により、住宅や家財に被害を受けた場合
収入減少	事業の休廃止や失業などにより収入が減少した場合
給付制限	刑務所などに収監され給付を受けられない期間があった場合（保険料のみ減免）

マイナンバーカードで医療機関を受診できます

■マイナ保険証やマイナンバーカードの主なメリット

1 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

2 医療保険の資格確認（受付）がスムーズ!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

3 限度額適用認定証等の提示が不要!

限度額適用認定証等がなくても、1医療機関・薬局あたりのひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。

4 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、ご自分の医療費通知情報を閲覧できます。

また、医療費控除の手続きで、医療費通知情報の自動入力も可能です。

5 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。

6 ご自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、ご自分の健診情報や薬剤情報を閲覧できます。

■マイナ保険証の取得（手続き）方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。

利用の申込は、マイナポータルやセブン銀行ATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー等でできます。

※マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナポータル

セブン銀行ATM

カードリーダー



■マイナ保険証の利用方法



どこで使えるの?

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えます。



- 1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く
- 2 医療機関がオンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナ保険証の利用方法に関するくわしい情報は、下記ホームページをご覧ください

厚生労働省 マイナンバーカードの健康保険証利用について



医療機関にかかるとき

医療機関の窓口でマイナ保険証を利用または資格確認書を提示すれば、かかった医療費の3割、2割、1割のいずれかの負担で医療を受けることができます。

★窓口負担割合は資格情報のお知らせ（P14参照）または資格確認書（P15参照）で確認できます。

●窓口負担割合（P16参照）

現役並み所得者
Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ

▶ (世帯全員が)
3割

一般Ⅱ

▶ (世帯全員が)
2割

一般Ⅰ

(低所得者Ⅱ・Ⅰを含む)

▶ (世帯全員が)
1割

! 所得の申告を忘れずに

所得に応じて、保険料や窓口負担割合などが変わりますので、忘れずに所得の申告をしましょう。

マイナ保険証について

令和6年12月2日以降、**マイナ保険証**（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しました。



以下のものの新規発行は終了しました。

- 被保険者証
- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証

■ 交付するもの

マイナ保険証をお持ちの人

「資格情報のお知らせ」（P14参照）

マイナ保険証をお持ちでない人

「資格確認書」（P15参照）

- 毎年8月1日に更新します。
- 医療機関にかかるときは、窓口でマイナ保険証を利用または資格確認書を提示してください。



Q なぜ被保険者証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したのですか？

A マイナンバーカードと被保険者証を一体化することで、様々なメリットがあるためです。くわしくは、P10をご覧ください。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証をお持ちの人には、「資格情報のお知らせ」を交付します。ご自身の健康保険の資格情報を確認できます。



医療機関での受診方法

医療機関にカードリーダーがあるか

ある

ない

スマートフォンを持っている

持っている

持っていない

マイナ保険証

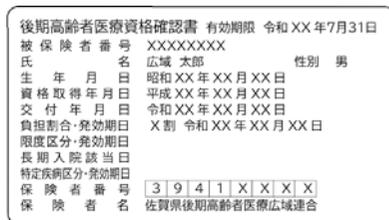
マイナ保険証
+
マイナポータルの
資格情報確認画面
(スマートフォン)

マイナ保険証
+
資格情報
のお知らせ

資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない人には、従来の保険証と同じように受診できる「資格確認書」を交付します。

資格確認書を医療機関の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。



以下の項目を資格確認書に併記することができます。

- 限度区分（自己負担限度額の適用区分）
- 長期入院該当日
- 特定疾病区分

併記が必要な場合は、市町の担当窓口（裏表紙参照）で申請してください。

資格確認書の交付申請について

マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な人は申請いただくことで、資格確認書を交付します（更新時の申請は不要）。

市町の担当窓口（裏表紙参照）で申請してください。



窓口負担割合の判定

くわしくは、P18、19をご参照ください。

「現役並み所得者※1」に該当するか

該当する

該当しない

世帯内の被保険者のうち住民税課税所得が28万円以上の人がいるか

いる

いない

- ①世帯内に被保険者が「1人」の場合
「年金収入※2+その他の合計所得金額」が200万円
- ②世帯内に被保険者が「複数」の場合
「年金収入※2+その他の合計所得金額」の全員の合計が320万円

以上

未滿

世帯全員が
3割

世帯全員が
2割

世帯全員が
1割

世帯全員が
1割

※1 住民税課税所得が145万円以上で、窓口負担割合が3割の人
※2 「年金収入」に遺族年金や障害年金は含みません。

■窓口負担割合が2割の人への配慮措置

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある人は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が「**2割**」になりました。

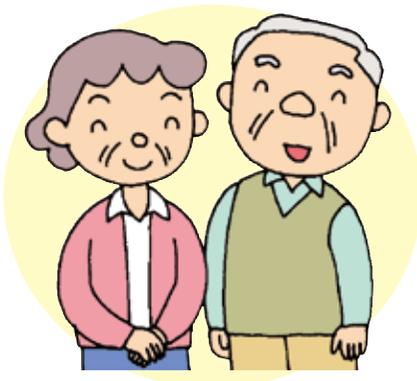
窓口負担割合が2割の人は、令和7年9月30日まで配慮措置があります。くわしくはP24をご参照ください。

●見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、約4割が現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



窓口負担割合と 限度区分の判定

住民税課税所得や収入等で判定します。

負担割合	限度区分(自己負担限度額の適用区分)
3割	現役並み所得者Ⅲ 本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円以上の人
	現役並み所得者Ⅱ (現役Ⅱ) 本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が380万円以上の人
	現役並み所得者Ⅰ (現役Ⅰ) 本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が145万円以上の人
	一般Ⅱ 現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ以外の被保険者で、 ①被保険者が1人の世帯 住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上の人 ②被保険者が複数の世帯 住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が320万円以上の人 ※被保険者が複数の場合は、全員の金額を合計します。
2割	一般Ⅰ 現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、一般Ⅱ、区分Ⅱ・Ⅰ以外の人
	低所得者Ⅱ (区分Ⅱ) 世帯の全員が住民税非課税の人で、区分Ⅱ以外の人
	低所得者Ⅰ (区分Ⅰ) 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得(年金の場合は、年金収入から80万円を差し引いた額。給与の場合は、給与所得から10万円を差し引いた額)の合計が0円となる人

■住民税課税所得とは

収入から必要経費を差し引いた総所得金額等から各種所得控除(社会保険料控除や基礎控除など)を差し引いて算出される、住民税の基礎となる金額です。

※肉用牛の売却による農業所得の課税の特例は適用されません。

前年の12月31日現在において、以下の①②の両方に該当する場合は住民税課税所得から以下の金額を差し引いて判定します。

- ①被保険者が世帯主
- ②同一世帯に合計所得金額が38万円以下(給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除した額)の19歳未満の人がいる

[控除額]

- 0歳から15歳…1人につき33万円
- 16歳から18歳…1人につき12万円

■窓口負担割合が3割の人

以下①～④のいずれかに該当する場合は、市町の担当窓口へ申請してください。

- 窓口負担割合：2割または1割に変更
- 限度区分：一般Ⅱまたは一般Ⅰに変更
- ①被保険者が1人の世帯
被保険者の収入の合計が383万円未満
- ②被保険者が複数いる世帯
被保険者全員の収入の合計が520万円未満
- ③被保険者が1人の世帯で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる世帯
被保険者および70歳以上75歳未満の人の収入の合計が520万円未満
- ④その他

昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者で、旧ただし書所得(総所得金額等から住民税の基礎控除を差し引いた額)の合計額が210万円以下

入院したときの 食事代・居住費

1食当たり下表の標準負担額が自己負担となります。

■入院時食事代の標準負担額

限度区分 (P18、19参照)	1食当たりの食事代		
現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ 一般Ⅱ・Ⅰ	510円※1		
区分Ⅱ	入院 日数※2	90日まで	240円
		91日以降	190円
区分Ⅰ	110円		

※1 指定難病患者は300円になります。

※2 過去1年間で90日を超える入院をされている場合は長期入院に該当します。

長期入院該当の認定には手続きが必要です。

くわしくは市町の担当窓口（裏表紙参照）にお問い合わせください。



療養病床に入院する場合

■食事代・居住費の標準負担額

医療区分Ⅲ・Ⅱ（入院医療の必要性が高い場合）

限度区分 (P18、19参照)	1食当たりの 食事代		1日当たりの 居住費	
現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ 一般Ⅱ・Ⅰ	510円※1 ※2		370円※3	
区分Ⅱ	入院 日数 P20 の※2	90日 まで		240円
		91日 以降		190円
区分Ⅰ	110円		0円	
老齢福祉年金 受給者		110円		

医療区分Ⅰ（入院医療の必要性が低い場合）

限度区分 (P18、19参照)	1食当たりの 食事代	1日当たりの 居住費
現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ 一般Ⅱ・Ⅰ	510円※1	370円
区分Ⅱ	240円	
区分Ⅰ	140円	0円
老齢福祉年金受給者		

※1 一部の医療機関では470円になります。

※2 指定難病患者は300円になります。

※3 指定難病患者は0円になります。

★医療区分Ⅲ・Ⅱ・Ⅰについては、医療機関にて判断されます。

医療費が高額になったとき

- 1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が限度額（P23参照）を超えた場合、申請により超えた分が高額療養費として支給されます。
- 同じ世帯内で複数の後期高齢者の人が医療を受ける場合は、病院・診療所・診療科の区別なく合算できます。
- 限度額は外来（個人単位）を適用後に、外来＋入院（世帯単位）を適用します。
- 入院時の食事代や差額ベッド代などは計算の対象外です。
- 医療機関の受診時に、「マイナ保険証」または「限度区分が併記された資格確認書」で受付すると、医療機関ごとの窓口負担が次ページの自己負担限度額までになります。

特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）の場合の自己負担限度額は1医療機関（入院・外来別）につき月額1万円です。

「特定疾病療養受療証」または「特定疾病区分が併記された資格確認書」が必要になりますので、市町の担当窓口（裏表紙参照）で申請してください。

自己負担限度額（月額）

負担割合	限度区分 (P18、19 参照)	外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)
3割	現役並み 所得者Ⅲ	252,600円＋(医療費－842,000円)×1% 〈140,100円〉※2	
	現役並み 所得者Ⅱ	167,400円＋(医療費－558,000円)×1% 〈93,000円〉※2	
	現役並み 所得者Ⅰ	80,100円＋(医療費－267,000円)×1% 〈44,400円〉※2	
2割 ※1	一般Ⅱ	18,000円 または 6,000円＋(医療費※3－30,000円) ×10% のどちらか低い額 (年間14.4万円)※4	57,600円 〈44,400円〉 ※2
1割	一般Ⅰ	18,000円 (年間14.4万円)※4	
	区分Ⅱ		24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 2割負担の人は、外来に限り配慮措置があります（P24参照）。

※2 〈 〉内の金額は、多数該当（過去12か月に3回以上高額療養費（世帯単位）の支給を受け、4回目の支給に該当）の場合に適用します。

※3 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

※4 1年間（8月から翌年7月まで）の外来の自己負担額の上限額は14.4万円です。

★75歳の誕生日は、それ以前の医療保険と後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ2分の1となります。

窓口負担が2割の人 への配慮措置

窓口負担割合が2割の人は、令和7年9月30日まで、1か月の“**外来受診**”の自己負担額を**1割負担+3,000円**までに抑える配慮措置があります（入院の医療費は対象外）。



- **1つの医療機関**での自己負担額が1か月当たり6,000円を超える場合、自己負担額は**1割負担+3,000円**までとなります。
- **複数の医療機関**の自己負担額の合計が1か月当たり6,000円を超える場合は、**1割負担+3,000円**を超過した額を高額療養費として後日、支給します。



高額介護 合算療養費制度

医療保険と介護保険が高額になったとき、双方の1年間の自己負担を合算し、下表の限度額を超えた場合、申請により超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。



■ **合算する場合の限度額（年額）**
（毎年8月から翌年7月までの1年間が対象です。）

負担割合	限度区分（P18、19参照）	限度額
3割	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円
	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円
	現役並み所得者Ⅰ	670,000円
2割	一般Ⅱ	560,000円
	一般Ⅰ	
1割	区分Ⅱ	310,000円
	区分Ⅰ	190,000円

あとから費用が 支給される場合

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、市町の担当窓口（裏表紙参照）に申請して認められると、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

- やむを得ない理由でマイナ保険証または資格確認書を持たずに受診したとき



- 海外渡航中に治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）



- 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具をつくったとき



- 医師が必要と認めたあんま・マッサージ、はり・きゅうなどの施術を受けたとき



※医師の指示により、緊急かつやむを得ず医療機関へ移送された場合は、移送費が支給される場合があります。

柔道整復 や あんま・マッサージ、 はり・きゅう の施術を受けるとき

「柔道整復(整骨・接骨)」、「あんま・マッサージ」、「はり・きゅう」の施術を受けるときに、保険が使えない場合があります。

次の事項にご注意ください。

- **保険の対象となる施術には、あらかじめ主治医の同意が必要となります。**
(外傷性の打撲・捻挫に対する柔道整復の施術を除く。)
- 医療機関で治療中の傷病がある場合、その傷病についての柔道整復およびはり・きゅうの施術は保険の対象になりません。
- 単なる肩こり、疲労回復や慰安を目的としたものは保険の対象になりません。
- あんま・マッサージの往療（往診）には、主治医の同意が必要です。
- 公共交通機関等を利用して患者一人で施術所への通所が可能である場合、往療（往診）は保険の対象になりません。



交通事故や傷害事件 などにあつたとき

第三者（加害者）から傷害を受けた場合でも、届け出によりマイナ保険証または資格確認書を使用して医療を受けることができます。

この場合、広域連合が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

不用意に示談をしてしまうと、第三者（加害者）に損害賠償請求ができなくなるおそれがあります。示談内容には十分注意し、示談の前に必ず広域連合へご相談ください。

届け出対象事例

- 自動車を運転中に自動車とぶつかった
- 歩行中に自転車にはねられた
- 他人のペットに咬まれた
- 介護施設で介助を受けているときにけがを負った など



必ず市町の担当窓口にご連絡ください

市町の担当窓口（裏表紙参照）で「**第三者行為による傷病届**」の手続きをしてください。

被保険者が 亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に対して葬祭費30,000円が支給されます。

★死亡の原因が、交通事故など第三者の行為による場合は、必ず市町の担当窓口（裏表紙参照）にご連絡ください。

医療のかかり方を 考えましょう

医療費通知をご確認ください

医療費通知（年2回送付）は、健康管理の重要性を認識していただくことを目的に送付しています。

- 11月末頃発送（1月～8月診療分）
- 翌2月末頃発送（9月～12月診療分）

医療費通知は、医療費控除の申告手続きで使用することができます。申告に関することは税務署にお問い合わせください。

休日・夜間の受診は 控えましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診しましょう。

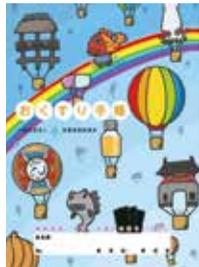
ジェネリック医薬品（後発医薬品） を利用しましょう

ジェネリック医薬品を選択することで、医療機関での自己負担を軽減でき、医療の質を落とさずに医療費増加の抑制に貢献できます。

※ジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金が発生する場合があります。くわしくは、かかりつけ薬局にお尋ねください。

「おくすり手帳」を 活用しましょう

お薬の内容を一冊の手帳にまとめることで、効能・効果が同じお薬の重複や飲み合わせに注意が必要なお薬がないかを確認できます。医療機関や薬局では、マイナ保険証等と一緒に「おくすり手帳」も出しましょう。



お薬のことを 相談してみませんか

広域連合では、効能・効果が同じお薬の重複や飲み合わせなど注意が必要と考えられる人に、年1回、お薬の相談についてお知らせしています。お知らせと「おくすり手帳」を持って、「かかりつけ医」や「かかりつけ薬剤師・薬局」などに相談し、お薬の内容を確認してもらいましょう。

●「かかりつけ薬剤師・薬局」を 決めて、何でもご相談を

- ・「おくすり手帳」を持っていない
- ・「おくすり手帳」の整理をしたい
- ・お薬に関する不安や疑問がある場合 など



年1回「健康診査」を 受けましょう(無料)

心身が弱って介護が必要になる危険性が高い状態を「フレイル」といいます。フレイルの予防が健康寿命をのばす重要な鍵です。

健康診査(フレイル健診)では、糖尿病などの生活習慣病の早期発見のほかに、フレイルのチェックもできます。



●内容

問診(高齢者の特性を踏まえた内容)、身体計測(身長、体重等)、血圧測定、尿検査(糖・蛋白)、血液検査(血糖・脂質・肝機能・アルブミン検査)など

●日程・場所

市町によって、健診時期や場所、受診方法が異なりますので、お住まいの市町の担当窓口(裏表紙参照)にお問い合わせください。

※糖尿病などの生活習慣病で治療中の人も健康診査の対象です。

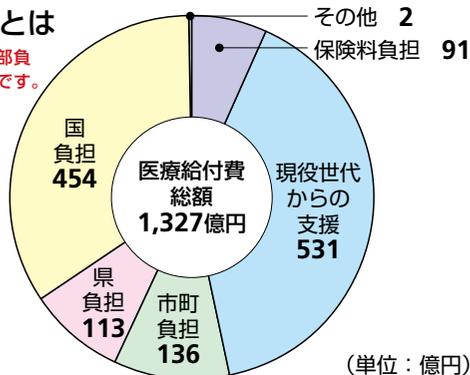
◆76歳対象の「歯科健診(無料)」も実施しています。対象者には、受診券を送付しますので、この機会にぜひ受診しましょう。

佐賀県の後期高齢者医療 の運営状況 (令和5年度決算による)

1 医療給付費と財源の状況

● 医療給付費とは

医療費のうち、一部負担金を除いた額です。



(単位: 億円)

2 保険料の状況

保険料収納率 **99.67%**
(収納済額 93億4千7百万円)

3 医療費の状況 ※一部負担金を含む。

1人当たりの医療費 約**112**万円
(令和5年度平均被保険者数 129,861人)

佐賀県の1人当たりの医療費は
全国の平均額(約96万円)よりも
約16万円高い水準となっています。
健康診査などを積極的に受診し、
健康に留意しましょう。

※令和4年度は全国で4番目に高い水準です。

こんなときは 必ず届け出を

こんなとき		届け出に必要なもの
一定の障がいがある65歳以上75歳未満の人で、被保険者として認定を受けようとするとき		①国民年金証書・身体障害者手帳などの書類 ②加入している健康保険の資格情報のお知らせ、資格確認書または被保険者証 ③マイナンバーがわかるもの
障がい認定を受けられていた人が撤回するとき(将来に向かって撤回できます)		①マイナンバーがわかるもの ②資格確認書(交付のある場合)
住所が変わったとき	転出・転居	①マイナンバーがわかるもの ②資格確認書(交付のある場合)
	転入	①負担区分証明書 ②マイナンバーがわかるもの
生活保護を受けるようになったとき(届け出が不要な場合があります)		①生活保護受給決定通知書 ②マイナンバーがわかるもの ③資格確認書(交付のある場合)
被保険者が亡くなったとき		①マイナンバーがわかるもの ②資格確認書(交付のある場合)

※お手続きの際には、「マイナンバーカード」もしくは「本人確認ができる書類(運転免許証など)」を市町の担当窓口(裏表紙参照)にご持参ください。